

新しい建築協定案の 説明会を開催します。

西柴団地自治会では、建築協定の改定について、準備を進めてきました。

これまで西柴団地地域の将来像や建築協定のあり方について、アンケートやシンポジウムなどで、おおぜいの皆さんから、ご意見を頂きました。自治会の本部会などで議論を積み重ねてきました。新しい建築協定の案がまとまりました。

説明会を次の日程で、西柴団地自治会館で開催します。

第1回説明会	8月31日(日)	10時から12時まで	1, 2, 3ブロック
第2回説明会	9月6日(土)	13時から15時まで	4, 5, 6ブロック
第3回説明会	9月10日(水)	10時から12時まで	7, 8, 9ブロック

3ブロックずつ、3回に分けて、開催します。他のブロックの回に参加されても構いません。

参加される方は、自治会館に電話かメールで、参加される回とお名前、ブロック、組をお知らせください。(西柴団地自治会館 045-701-4961 nisisiba4@yahoo.co.jp)

新しい協定書の案は西柴団地自治会の HP からご覧になれます。

新しい協定の特徴

1 建築協定の目的を明確にします。

「称名寺の裏山金沢三山の眼下に広がる緑豊かなまちなみを残し、様々な世代が暮らしやすい住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。」これは、協定制定の経緯やアンケートで寄せられた意見を踏まえたものです。

2 協定の目的となる区域を西柴団地自治会の区域全体とします。

従来の区域(A地区)ほか、B地区(現商店街の区域)、C地区(そのほかの区域)を設けます。(⇒裏面参照)

最小敷地面積のなどは全域共通ですが、用途などは3地区で異なる基準とし、B地区、C地区では、様々な世代の生活を支援するサービスを提供するための店舗や飲食店、事務所などの立地も可能です。

3 建物の建て方に関する基本的な基準は維持します。緩和規定を整備します。

最小敷地面積は150㎡とします。加入時に150㎡に満たない敷地は、その面積を最小敷地面積とします。

地盤面の変更はできないものとします。カーポートの設置などに伴う軽微な変更は可能です。

外壁後退は道路や隣地の境界から1mとします。150㎡に満たない敷地への緩和規定を設けます。連坦した商店街が形成されるよう、B地区、C地区に緩和規定を設けます。車庫やカーポート、物置などの緩和規定を設けます。

高さ、軒高の制限は、従来通り10m、6.5mまでとします。軒高の制限はA地区のみです。

階数の制限は2階までです。B地区の一階を店舗等とする建物、C地区のテラスハウス、アパート・マンション等は3階までとします。

屋外階段は、設置できる条件を明示します。

緑化、屋根外壁の色彩は、基準を努力義務とします。審査の対象としません。

4 用途は、従来の用途を基本に、様々な世代が暮らしやすいものにします。

全ての地区に、1戸当たり50㎡以上のアパートやマンションなどの共同住宅の建築を可能にします。

B地区やC地区には、店舗や飲食店、事務所などの立地が可能です。

5 有効期間は10年間とします。

新しい協定には、延長規定を設けません。10年ごとに見直しを行い、協定を結び直します。



西柴団地自治会地区建築協定 区域図

赤線はこの協定の目的となる土地の区域の
境界、青線はA, B, C地区の境界
(協定加入地は「建築協定区域」、未加入地は
「建築協定区域隣接地」になります。)

